

(案)

※書面による契約の場合

造林事業請負契約書

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請負予定数量 (m ³)	請負予定単価	請負予定金額	事業場所	生産完了検査場所
森林環境保全整備事業 (宮田・吉田地区)	保育間伐(活用型)	94.27	5,715		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	桧木内又沢国有林1062林班と小班外	桧木内又沢国有林1062林班と小班外
	保護伐	6.74	2,939				
	誘導伐	5.55	946				
	検知		(7,350)				
	地拵	8.76					
	植付	8.76					
	計	124.08	9,600				

(注) ()の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2 事業期間

自 契約締結の翌日

至 令和9年1月29日

ただし、箇所別の事業期間は別紙「請負事業内訳書」のとおり

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
	部分払	月1回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

4 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
該当なし				

5 特約事項

別紙2及び別紙3のとおり

6 技術提案事項の履行確保

別紙1のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月17日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款並びに素材の検知業務請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者

秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

分任支出負担行為担当官

秋田森林管理署長 松浦 安剛 印

請負者

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和8年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案
一貫作業における効率化の工夫		造林経費削減の提案
		造林作業の省力・省略化の提案
		確実な更新と保育経費削減の提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

特約事項

1. 生産時期及び数量について
特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
2. 労働災害の報告について
労働災害が発生した場合は、速やかに報告するものとする。
3. 巻立について
巻立は小班単位とし、複数の小班から出材した材を一巻にしないこと。また、高さや安定状態について監督職員等から指摘を受けた場合は速やかに対処すること。
4. 事業終了後の土場整理について
事業終了後の土場整理は請負者の責任において行い、端材等の散乱がないように整理すること。
5. 保安林等の手続について
当該事業箇所は保安林等の規制があることから、所定の手続を経てから事業に着手すること。手続終了後でも行為の追加や変更がある場合には、新たな手続が必要になるので、監督職員に連絡し指示を受けること。
6. 水質汚濁防止対策について
下流域に汚濁等の発生が予想される場合は、事業計画及び事業の実行段階において予防対策を講じるとともに周辺地域の環境保全に努めなければならない。請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者が汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明を講じなければならない。
7. 虫害対策について
虫害時期には防虫対策として薬剤散布を行い、製品の品質管理に努めること。
8. 登山道や歩道がある場合の対応について
登山道や歩道がある場合は、原則として搬出路敷にしないこと。やむを得ず搬出路敷として使用しなければならない場合は、監督職員と協議の上線形や作業期間を決定することとし、作業中は通行止め、使用後は必ず現状復旧を行うこと。
9. 林業機械が林道を走行する場合の対応について
林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
10. 直送システムについて
本事業地は、国有林材（製品）の安定供給システム販売における直送システムの対象となる可能性がある物件である。

安定供給システム販売の公募において直送システムに係る企画提案があり、協定締結に至った場合には、製品生産事業請負標準仕様書第 34 条第 2 項に基づき、封印の実施を委任する。

また、山元土場での巻立経費および検知数量を直送システムに対応した内容に変更し、その実施に当たっては変更契約を締結するものとする。

※直送システムとは、山元土場における検知を行わず、安定供給システム協定者が山元土場から自ら運搬し、原木選別機等により計測された本数および材積を採用する方法をいう。

11. その他

森林施業上の理由から作業期間に制限のある箇所での伐採・搬出については、監督職員と協議した上で作業すること。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第20条により対応する。

請負事業内訳書

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m ³)	事業期間	備考
1062と		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	1,478	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062と1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	204	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	946	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062ぬ1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	129	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062る		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	1,073	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062か		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	125	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062れ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	47	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1062れ1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	14	契約の翌日～ 令和8年12月23日	作業時期の指定あり
1091と5		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	85	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091ち		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	410	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091り		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	143	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091ぬ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	55	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091る		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	321	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091よ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	1,244	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091た		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	622	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091れ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	183	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091そ		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	583	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091ね		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	238	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091ね1		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	199	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091な2		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	277	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091な4		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	27	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091ら		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	384	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091む		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	694	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
1091の		一般材 低質材	伐木造材・集材・ 運材・巻立	119	契約の翌日～ 令和9年1月29日	
			計	9,600		

林小班	伐区	材種	作業工程	予定数量 (m ³)	事業期間	備考
			検知(1)の業務	785	契約の翌日～ 令和9年1月15日	
			検知(2)の業務	1,707	契約の翌日～ 令和9年1月15日	
			検知(5)の業務	4,858	契約の翌日～ 令和9年1月15日	
			検知計	7,350		

請負事業内訳書(造林)

作業種及び 作業手段	林小班	数量 (本数)	単位	林種	事業期間	備考
地拵 機械	1062ぬ	2.10	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
地拵 機械	1062る①	1.61	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
地拵 機械	1062る②	1.26	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
地拵 機械	1091よ①	1.06	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
地拵 機械	1091よ②	1.50	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
地拵 機械	1091た	1.23	ha		契約の翌日～ 令和8年10月30日	
計		8.76	ha			
植付 人力	1062ぬ	2.10 (5,050)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
植付 人力	1062る①	1.61 (3,900)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
植付 人力	1062る②	1.26 (3,050)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
植付 人力	1091よ①	1.06 (2,350)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
植付 人力	1091よ②	1.50 (3,300)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
植付 人力	1091た	1.23 (2,750)	ha (本)	スギ コンテナ苗	契約の翌日～ 令和8年11月13日	
計		8.76 (20,400)	ha (本)			